

雨水の利用の推進に関する基本方針について

1. 雨水法の趣旨・目的

あまみず

雨水の貯留及び雨水の水洗便所、散水等の用途への使用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに河川等への雨水の集中的な流出を抑制する。

2. 基本方針の内容

(1) 雨水の利用に関する一般的な事項

- ① 雨水の利用の推進の意義
- ② 雨水の利用の方法に関する基本的事項
 - ・ 集水、貯留、処理、給水施設等の技術的留意点
- ③ 健康への悪影響の防止等の配慮事項
 - ・ 利用用途や形態に応じて関係法令に基づき適切に水質を管理

(2) 施策に関する事項

- ① 国と独立行政法人等が保有する最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する新築建築物について、雨水利用施設の設置率を原則100%にする等
- ② 国は、地方公共団体や国民等による雨水の利用を推進するため以下の施策を実施
 - ・ 雨水利用効果や技術上の留意点等をまとめたガイドラインの策定
 - ・ 先導的取組の収集・公表
 - ・ コスト低減のための調査研究の推進
 - ・ 技術者の育成
 - ・ 雨水利用の利点に関する啓発等

(3) その他の事項

- ・ 関係省庁等連絡調整会議による情報共有及び雨水利用の推進等

3. 基本方針の役割

- 国及び独立行政法人等は、国土交通大臣が定める「基本方針」に基づき、自らの雨水の利用を推進。
- 「基本方針」に基づき、国自らが率先して雨水の利用を推進し、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る。
- 「基本方針」は、地方公共団体が「都道府県方針」「市町村計画」を策定する際に、標準的な指針の役割も担う。

